

【再募集】高松市地域活性化起業人 募集要項

高松市役所の業務に従事する企業人材を募集します！

(勤務地：香川県高松市)

人口減少が進行し、全国的に、交流人口・関係人口の拡大や移住の促進、企業誘致などの取組が進められる中、本市では、令和6年度からシティプロモーションを担当する部署や東京事務所を設置し、民間企業等と活発に交流を行いながら、官民連携やシティプロモーションの取組を実施しています。

このような中、総務省の地域活性化起業人制度（企業派遣型）を活用して、本市のシティプロモーションの取組に賛同し、協力いただける民間企業の人材を募集します。

募集期間 令和8年1月6日（火）～令和8年1月20日（火）

1 事業概要

本市と三大都市圏内に所在する企業との間で、社員の派遣に関する協定を締結した上で、当該企業の社員を派遣していただきます。

派遣された社員は、本市においてそのノウハウや知見をいかし、次の業務に従事していただきます。

※三大都市圏…国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。

2 業務内容（予定）

若者目線を意識した本市のシティプロモーションの推進に関する業務

- ・「高松市シティプロモーション推進ビジョン」に基づく本市のロゴマーク「TKMT」を活用したシティプロモーションの企画・実施
- ・動画を活用したシティプロモーションの企画・実施
- ・本市をPRするイベント等の企画・実施
- ・SNSを活用した情報発信及びコンテンツの作成等
- ・庁内におけるシティプロモーションの人材育成
- ・本市と関わる多様な業界の人材との人脈形成
- ・本市が都市圏で取り組む業務の支援（観光振興、MICE・口ヶ等の誘致、特産品PR、移住促進、企業誘致等）
- ・上記のほか、シティプロモーションの目的を達成するための業務

3 勤務地

高松市役所本庁舎 5 階 広聴広報・シティプロモーション課

※高松市内に所在する支店等に勤務する方を派遣することはできません。

4 募集定員

1 人

5 応募要件

次の条件の全てを満たす社員の派遣が可能な企業等

- (1) 三大都市圏内に本社機能を有する企業等（地方の支店を含む。）に 3 年以上勤務している方
- (2) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方

6 派遣形態

派遣元企業の身分を有したまま本市職員に併任する在籍派遣です。

※給与等の支給、社会保険、雇用保険等は派遣元企業の規定によります。

7 受入開始時期

令和 8 年 4 月（予定）

8 受入期間

令和 9 年 3 月 31 日まで（令和 8 年度予算成立が前提となります。）

9 勤務時間等（以下を基本とし、詳細は協議により決定します。）

(1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの 8 時 30 分～17 時 15 分（週 5 日）
休憩 1 時間を含みます。

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から
翌年 1 月 3 日まで

ただし、イベント用務等がある場合は休日出勤があります。その場合、平日を
振替休日とします。

10 費用負担

社員の派遣・従事等に要する費用として、市が派遣元企業に対し、年額 900 万円を限度として負担します。

※派遣開始が年度途中の場合は、月割りにより計算します。

※地域活性化起業人の本市の業務上必要な移動に係る出張旅費は、市の規定に基づき、本市が負担します。

11 申込み

応募は、申込書（様式1）、会社の概要が分かる書類（任意様式）、派遣社員職務経歴書（様式2）をメールで提出してください。

12 応募後の流れ

- (1) 応募書類を基に、令和8年1月下旬に、派遣元企業の御担当者、派遣予定社員と面談（Web）を実施し、選考します。
- (2) 選考後、派遣元企業と受入条件や費用負担等について協議を行い、協議内容に基づき協定書を締結します。
- (3) 協定に基づき、派遣（受入れ）を開始します。

13 留意事項

- (1) 地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱」に定めるところによります。
- (2) 応募に関する一切の費用は、派遣元企業の負担とします。
- (3) 提出された申込書等の書類は返却しません。なお、採用された際には、追加で派遣社員の履歴書を提出してください。
- (4) 申出書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しません。
- (5) 審査結果について、一切の異議申立てをできないものとします。
- (6) 募集スケジュールに変更がある場合は、その都度、派遣元企業に通知します。

14 提出先及び問合せ先

高松市 政策局広聴広報・シティプロモーション課 千馬、谷岡
〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
TEL : 087-839-2161 E-mail: pr_c@city.takamatsu.lg.jp